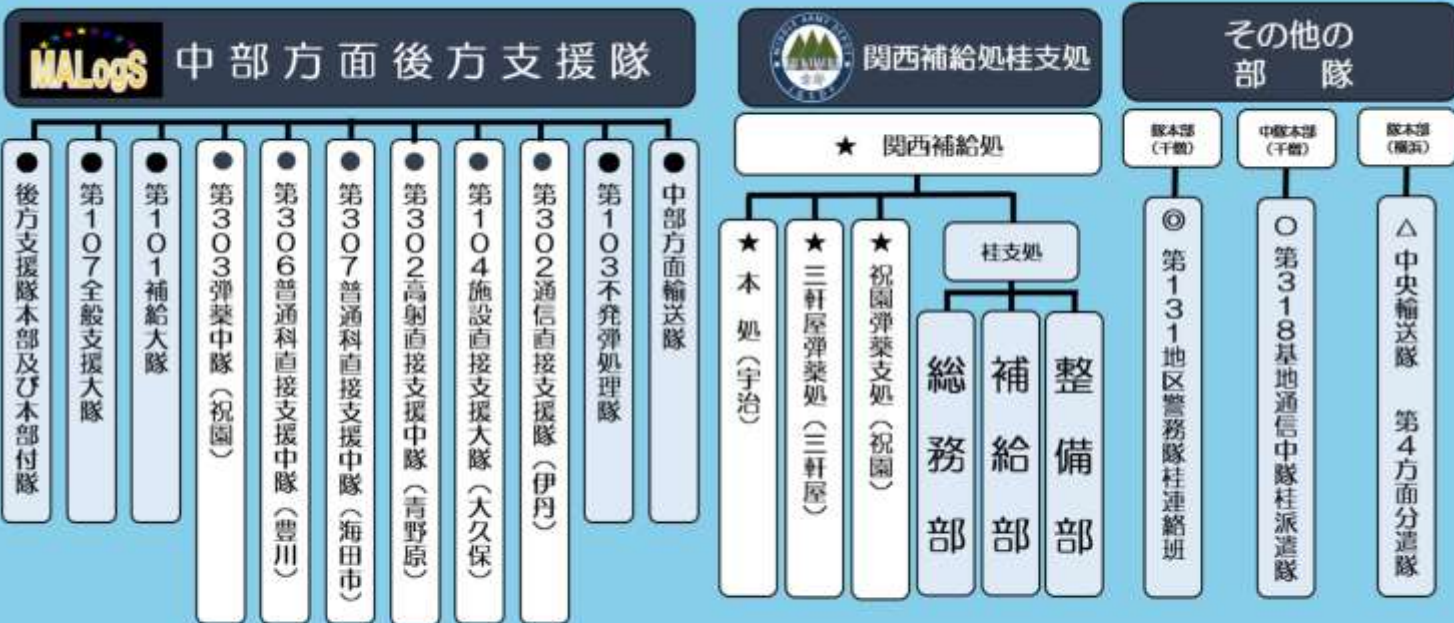


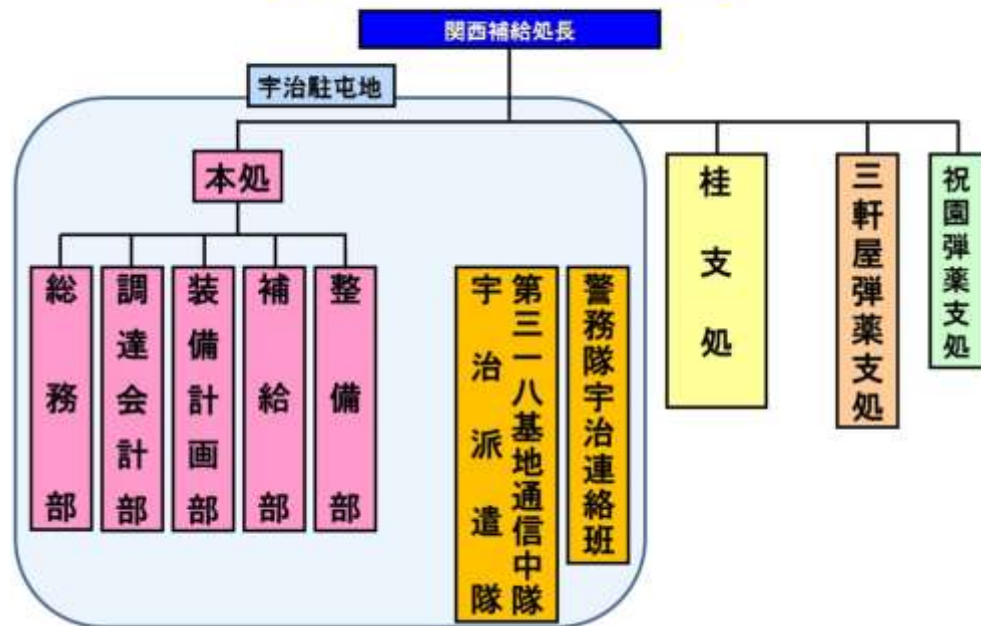
桂駐屯地の任務・編成



- 第4施設団本部
- 第4施設団本部付隊
- 第7施設群
- 第102施設器材隊
- 第307ダンプ車両中隊
- 第3施設大隊
- 第104施設直接支援大隊
- 第3後方支援連隊第1整備大隊施設整備隊
- 第318基地通信隊大久保派遣隊
- 第397会計隊
- 第131地区警務隊大久保派遣隊
- 大久保駐屯地業務隊

桂駐屯地には中部方面後方支援隊・関西補給処桂支処・第131地区警務隊桂連絡班・第318基地通信中隊桂派遣隊・中央輸送隊第4方面分遣隊が所在しています。

宇治駐屯地(関西補給処)の編成





- そして、そのような基地が、「重要土地等調査法」により「特別注視区域」などに指定される見込みだということです。住民が国や軍からの監視・調査の対象とされることは許せません。反戦運動や報道を敵視する自衛隊が望んでいた法律でもあり、敵基地攻撃の大軍拡路線をすすめる戦争法はなくしていきましょう。

※小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設は2023年1月30日にさらに追加指定



早期警戒レーダー「Xバンドレーダー」を配備した米軍経ヶ岬通信所＝京都府京丹後市丹後町で、塩田敏夫撮影

防衛省は18日、9月から全面施行される「重要土地利用規制法」について、米軍経ヶ岬通信所（京丹後市丹後町）と隣接する航空自衛隊経ヶ岬分屯基地周辺の区長に同市役所で情報提供する場を設けた。中山泰市長が防衛省に要請して実現した試み。報道関係者には

公開されなかったが、参加した区長によると防衛省は同法所管の内閣府が最終決定するとしたうえで、基地の半径1キロの範囲は土地売買の事前届け出が義務づけられる「特別注視区域」に指定される見込みとの認識を示した。【塩田敏夫】

【意見要旨】

- ・ 重要土地等調査法の所管は内閣府であるにもかかわらず、情報共有の場にご協力いただき感謝申し上げます。
  - ・ 基本方針案のパブリックコメントに対して、8月23日に市の意見を内閣府へ提出したので、本連絡会の皆さまへ情報共有するため、関係資料を本市から提出させていただいている。
  - ・ 引き続き、同法律の今後の動向について、随時、速やかな情報提供と本市意見の反映等へのご尽力・ご協力をお願いしたい。
- （京丹後市）

3

## 2022年9月6日米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会の議事概要から

【回答要旨】

- ・ 当局としても、同法律の今後の動向については引き続き情報収集する。
- （近畿中部防衛局）

### 重要土地等調査法の施行に向けて

NEW | 2021-08-25 18:54:36

テーマ: ブログ

安全保障と土地法制に関する特命委員会が開催され、6月16日に通常国会で成立した重要土地等調査法について、施行までのスケジュールや予算要求等について政府から進捗状況を聞いた。

自衛隊施設の周辺等の調査・利用規制に関する重要土地等調査法は、佐藤が国会議員になった当初から拘りをもって進めてきた思い入れのある法案。様々な修正があったものの、ようやく前国会で成立した。実際に一部施行されるのは来年の令和4年6月1日を予定。そこで土地等利用状況審議会の設置、基本方針の策定（閣議決定）、政令・内閣府令の公布となる。そして全面的に施行されるのが令和4年9月1日予定で、そこで区域指定の公示と公簿収集整理の流れとなる。

[一覧を見る](#)

Profile



佐藤まさひさ(正久)

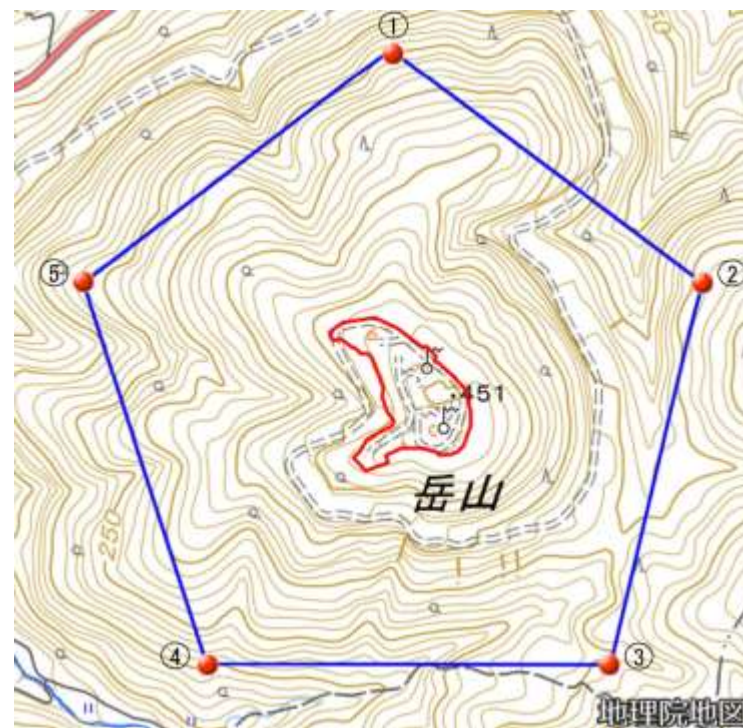
Amabaオフィシャル

政治家部門

[プロフィール](#) | [ビグの部屋](#)

性別: 男性

経ヶ岬通信所、経ヶ岬分屯基地（庁舎地区とレーダー地区）のドローン禁止法での300mの図



ドローン禁止法で全国の防衛省関係施設は311か所、米軍施設は45か所が指定されている  
ドローン禁止法での区域指定は300mであるものが重要土地等調査法での区域指定は1km  
京都府内で重要土地等調査法の区域指定  
→2023.12.26審議会で候補に、2024年2月施行？

輪島分屯基地は特別注視区域に指定されている

# 在日米軍施設・区域(共同使用施設を含む)別一覧

2023年1月1日現在

施設・区域名	用途				面積 (千m <sup>2</sup> )	2-1(a)面積	2-4(a)面積	2-4(b)面積
富士演習場	演習場	山梨県富士吉田市	山梨県南都留郡山中湖村	静岡県御殿場市	133,925	0	0	133,925
滝ヶ原駐屯地	演習場	静岡県御殿場市			8	0	0	8
岐阜飛行場	その他	岐阜県各務原市			1,626	0	0	1,626
小松飛行場	飛行場	石川県小松市	石川県輪島市	京都府京丹後市	1,606	0	0	1,606
今津饗庭野中演習場	演習場	滋賀県高島市			24,085	0	0	24,085
伊丹駐屯地	演習場	兵庫県川西市	兵庫県伊丹市		20	0	0	20
経ヶ岬通信所	通信	京都府京丹後市			36	36	0	0
福知山射撃場	演習場	京都府福知山市			55	0	0	55
秋月弾薬庫	倉庫	広島県江田島市			559	559	0	0
川上弾薬庫	倉庫	広島県東広島市			2,604	2,604	0	0
広弾薬庫	倉庫	広島県呉市			359	359	0	0
岩国飛行場	飛行場	山口県岩国市	広島県大竹市		8,648	8,648	5,615	0



# 監視拡大

## 土地利用規制法180区域追加

政府は11日、基地や開発など「機能阻害行為」が確認の周辺住民を監視する土地利用規制法に基づいて区域指定の第3弾となる180カ所を告示しました。内閣府のホームページで詳細な区域図を公開。来年1月に施行します。既に210カ所が指定されており、今回の180カ所とあわせて合計390カ所になる見通しです。

180カ所の内訳は、「特別注視区域」46カ所、「注視区域」34カ所です。対象となる基地などの周囲は「1」が監視対象に

第3弾告示



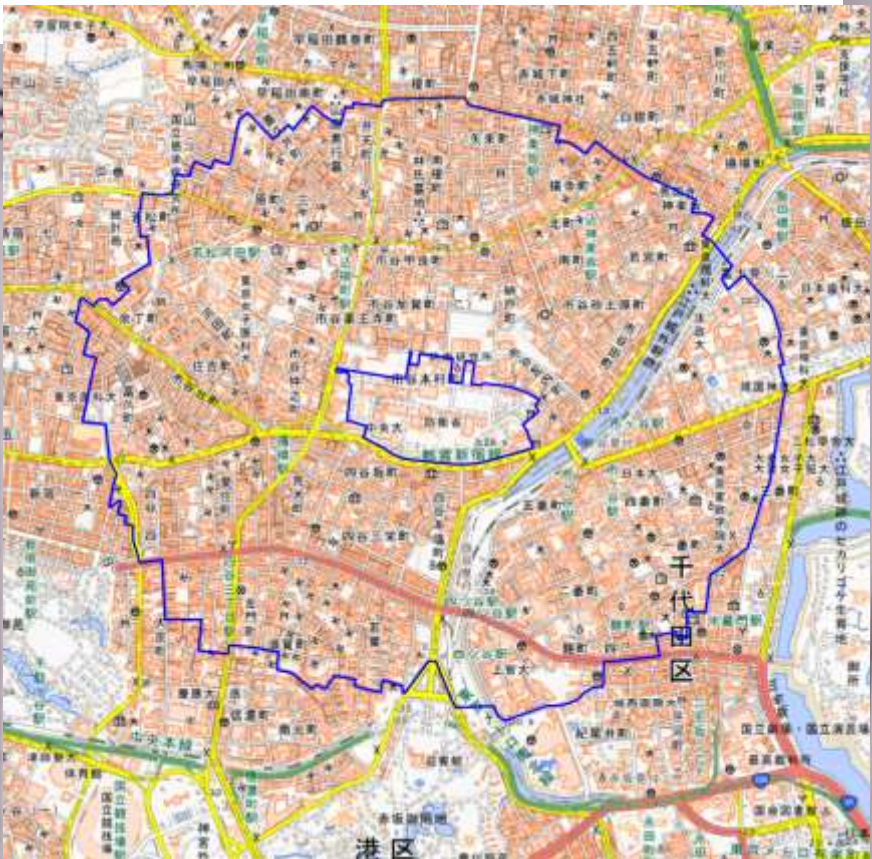
大津、大阪、神戸、広島、松江、徳島、松山、福岡、熊本の名市、政令指定都市の浜松、北九州両市など多くの人口密集地が区域に含まれ、監視対象となる住民の数が格段に増えています。

一方、文字通りの中核、防衛省本省が置かれる市ヶ谷庁舎（東京都新宿区）などは「注視区域」に指定されています。「経済的社会的観点」から①区域の面積の大部分が人口集中地区の人口

## 影響大の「特別注視」に密集地 防衛省は緩め「注視」の不透明

20万人以上の市町村と同等以上の土地取引が行われている場合は「留意」するとの規定に基づく措置ですが、空自浜松基地（静岡県浜松市）、海自呉地方総監部（広島県呉市）、陸自健康駐屯地（熊本市）などは、人口20万人を超える都市に位置しながら、「特別注視区域」です。こうした「二重基準」の背景として、与党・公明党の支持母体・創価学会への配慮が指摘されてきました。公開された区域図（図）を見ると、そうした疑念はめぐえません。

来年には4回目の区域指定が行われ、在日米軍司令部が置かれる横田基地（東京都）など、人口密集地の米軍基地がいっせいに指定されると見られます。住民のプライバシーなど人権を踏みにじる土地利用規制法の廃止が求められます。





# 桂駐屯地ではどうなる



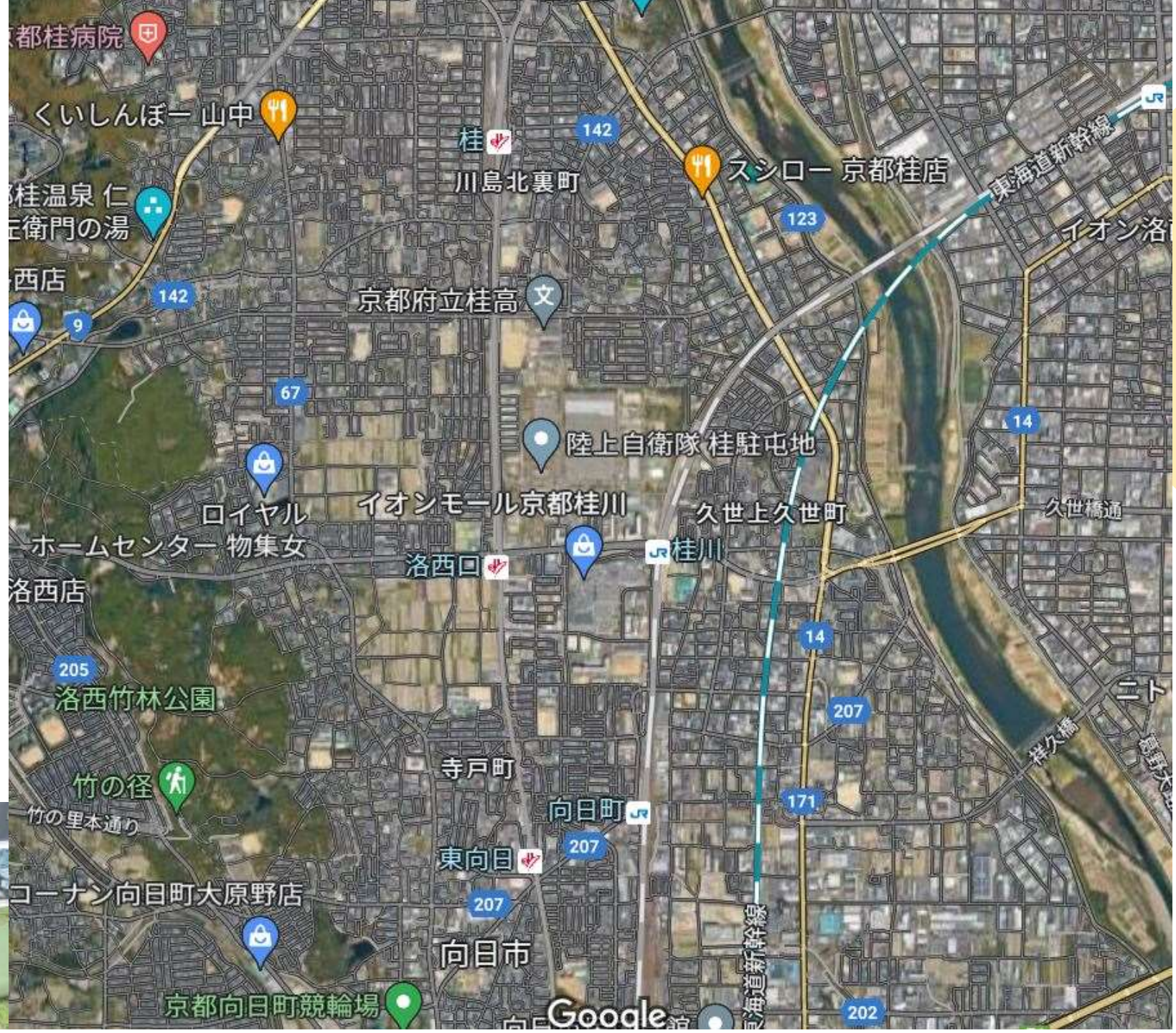
「小型無人機等飛行禁止法」 = 300m

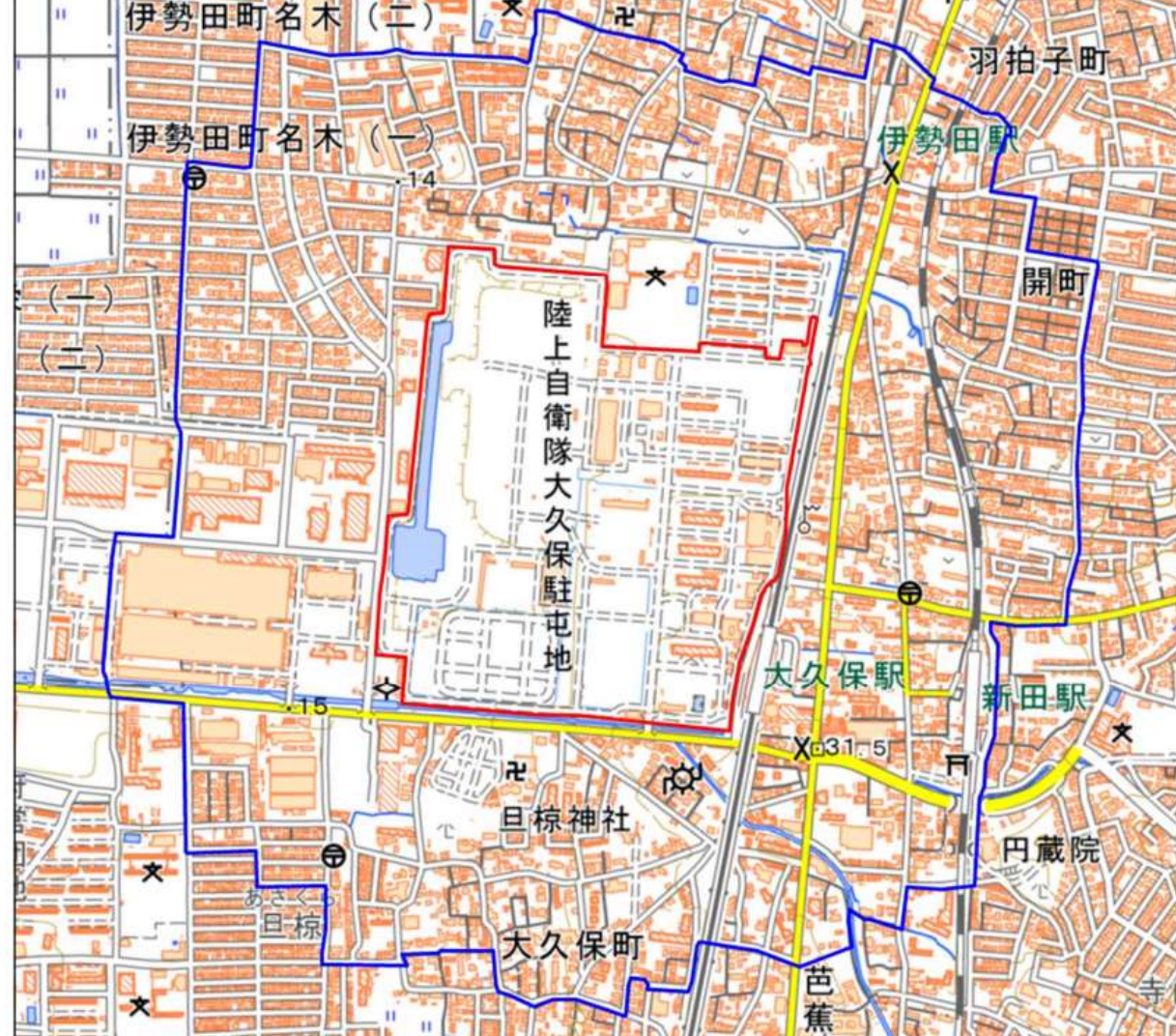
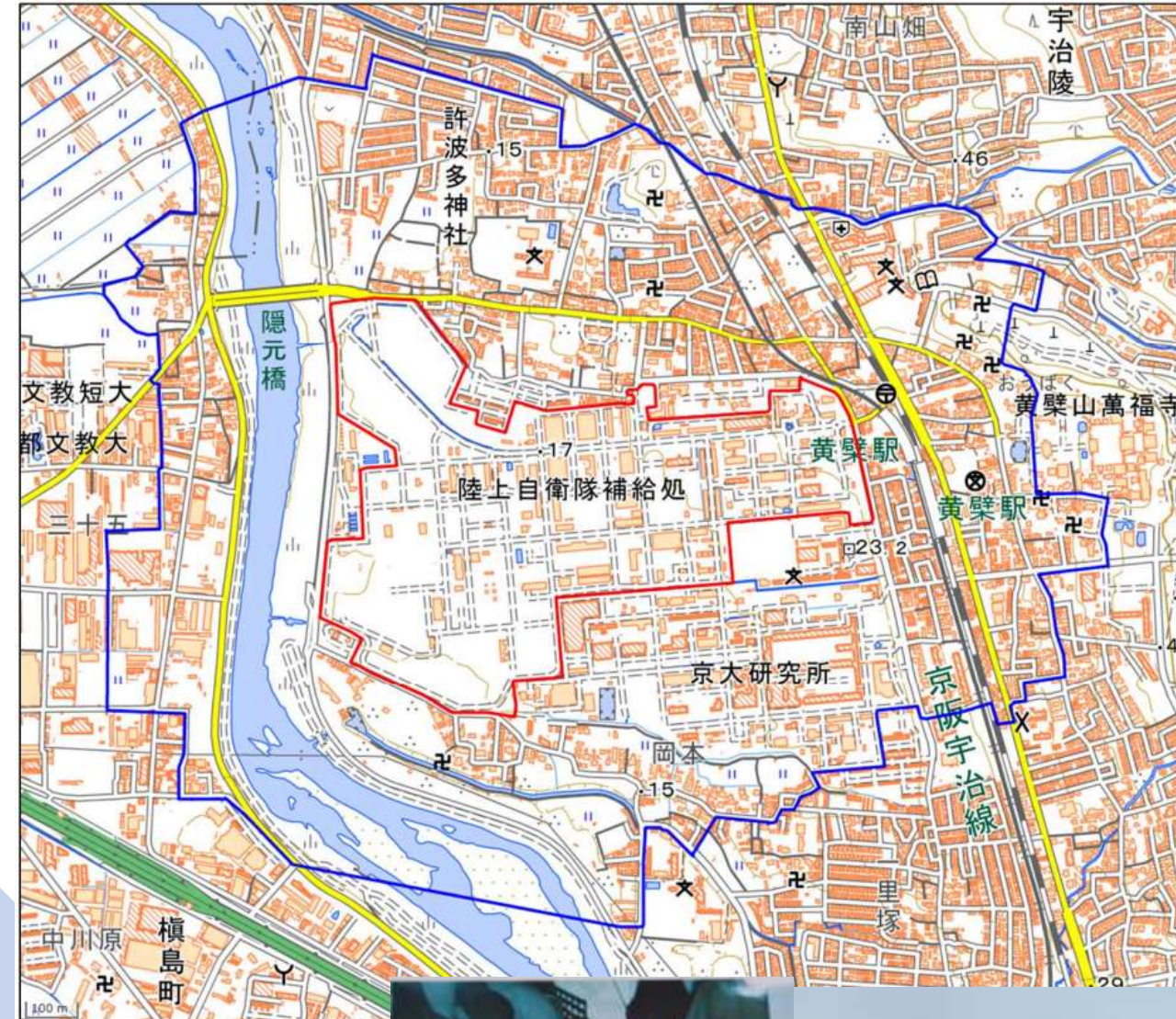
「重要土地等調査法」 = 1000m

調査した土地所有者230？

京都府内で33 + 1施設

所有者数1920??





水槽水の調査結果一覧

(海上自衛隊)

施設名	調査対象 水槽数	PFOS及びPFOAの合算値 (単位: ng/L)				
大湊造船補給所	2	7,600	19			
八戸航空基地	5	1,000	89	93	3,900	730
大湊航空基地	2	12	19			
館山航空基地	1	3.7				
下総航空基地	2	11	3.4			
硫黄島航空基地	5	11,000	740	880	13	18
厚木航空基地	8	44	970,000	73,000	19	10
		2,300	55	26		
横須賀 対潜資料隊地区	1	1,300				
横須賀 長瀬庁舎地区	1	5,900				
舞鶴航空基地	3	20	11	11		
呉造船補給所 飛渡瀬貯蔵所	1	3.0				
岩国航空基地	3	2,500,000	12	110		
小月航空基地	3	86	21	1.9		

(陸上自衛隊)

施設名	調査対象 水槽数	PFOS及びPFOAの合算値 (単位: ng/L)				
丘珠駐屯地	5	4.5	2.9	2.3	0.7	8.2
帯広駐屯地	5	9.9	6.0	98	100	6.1
八戸駐屯地	4	1.5	18	35	58	
仙台駐屯地	1	2,000				
神町駐屯地	1	13,000				
郡山駐屯地	1	63				
土浦駐屯地	1	7.1				
鎌ヶ浦駐屯地	5	4.2	3.6	1,500	86	8.9
古河駐屯地	1	130				
宇都宮駐屯地	1	77,000				
相馬原駐屯地	3	1,600	5.7	17		
下志津駐屯地	1	380,000				
木更津駐屯地	11	3.9	27	3.2	15	24
		2.6	13	38	12	34
		3.6				
立川駐屯地	3	1.4	1.9	140		
練馬駐屯地	1	6.3				
市ヶ谷駐屯地	1	4.9				
駒門駐屯地	1	3.2				
滝ヶ原駐屯地	1	2.7				
明野駐屯地	3	9.6	19	11		
八尾駐屯地	1	140				
千歳駐屯地	1	130				
宇治駐屯地	2	960	8,700,000			
久留米駐屯地	1	250				

- 1 業務名称：宇治(4)泡消火設備専用水槽水の収集運搬・処分
- 2 履行場所：京都府宇治市五ヶ庄官有地  
陸上自衛隊 宇治駐屯地
- 3 履行期間：契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務概要

- (1) 宇治駐屯地内泡消火設備用水槽内の水の収集・運搬・処分 ※1
- (2) 水槽から実習場内消火配管内の水の収集・運搬・処分 ※2
- (3) 水槽内の清掃 ※3

- 予定数量
- ※1 ア 有効水量 15.00 t (槽容量図示による)
  - イ 有効水量 300.00 t (槽容量図示による)
  - ※2 消火配管内水量 6.65 t (口径20A~125A)  
(屋外埋設消火配管及び330号倉庫用消火配管含む)
  - ※3 水槽清掃面積 367.66 m<sup>2</sup>  
(屋外防火水槽及び地下式防火水槽含む)

5 一般仕様

- (1) 業務の実施にあたっては、本特記仕様書に基づき実施するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項(平成23年3月環境省大臣官房リサイクル対策部)などその他の関係法令等に準拠して実施するものとする。



自衛隊に応募適齢者の個人情報を提供する自治体も増えていて、「戦闘人員の損耗」に対する「補充」の体制が広まっています。

京都市は2019年から、18歳と22歳になる市民の個人情報（名前・住所）を「宛名シール」の形式で自衛隊に提供しています（5年間で13万人を超える個人情報が自衛隊に）。

18歳から32歳までの住民の個人情報を自衛隊に渡した自治体もあり、マイナンバーやデジタル化により「戦争協力事務」が強まることが懸念されます。

# 京都 個人情報 自衛隊提供に抗議 若者らサウンドデモ

京都市が市民の個人情報(18歳以上の約2万8千人分の住所・氏名)を印字した宛名シールを自衛隊に提供することに抗議して、若者たちが24日夜、市役

所前で集会を開き、山公園までデモ行進しました。参加者は65人。サウンドカーを先頭にシールを渡すなど、「安倍いいなりの行政いやだ」「武器を持たすな 希望を持たせろ」とコール。沿道の若者や観光客が手を振り、リズムにあわせて体を揺らし、スマホで画像を撮っていました。

主催したProtect Our Privacy(京都市による自衛隊への個人情報提供に抗議する学生・高校生有志の会)のメンバーがサウンドカーから訴えました。「戦争ができる自衛隊に市民の個人情報を渡すことは、京都市が国い



沿道の注目を集めたサウンドデモ=24日、京都市内

「自衛隊を戦争に行かすのではなく、災害救助などをする組織として確保してほしい」と訴えま

集会、世取山洋介

401 京都府/京都市

【自衛隊京都地方協力本部及び京都市からのお知らせ】  
この案内は、自衛隊から京都市への、法令に基づく依頼に応じて提供された資料により送付しています。  
自衛隊では、全国の約4割の市町村から資料の提供を受けており、住民基本台帳の閲覧・転記を含めると、9割の市町村から情報の提供を受けています。  
なお、自衛隊募集事務以外にも、住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧・転記については、国・地方公共団体の事務、公益性が高い学術研究・公職候補者・政治団体の選挙活動等を目的とする場合には、法令で認められています。

◆採用試験に関するお問合せは下記の募集案内所まで

自衛隊 京都地方協力本部  
河原町募集案内所  
【住所】  
京都市河原町通九太町下ル伊勢屋町412  
【電話】  
075-221-3266  
試験種目・日程は京都地本ホームページを確認できます  
<http://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>

## 府内市町村の自衛官募集への協力状況

市町村	媒体	人数	年齢	提供内容	提供状況	備考
京都市	宛名シール*	約20000	18,22歳	自衛隊の募集要請・市の事務効率化など	提供リストから外す	
福知山市	閲覧			住民基本台帳法にもとづく		予定なし
舞鶴市	紙媒体	1700	18,22歳	防衛大臣からの要請にもとづく	対応しない	予定なし
綾部市	閲覧			住民基本台帳法にもとづく		予定なし
宇治市	閲覧			住民基本台帳法にもとづく		予定なし
宮津市	閲覧			自衛隊から閲覧の要請にもとづく		検討課題(紙媒体)
亀岡市	閲覧			住民基本台帳法にもとづく		予定なし
城陽市	紙媒体*	未集計	18~32歳	府を通して防衛省から要請があり4年度から	対応を防衛省に照会中	
向日市	閲覧			自衛隊からの閲覧の要請にもとづく		予定なし
長岡京市	閲覧			住民基本台帳法にもとづく		予定なし
八幡市	閲覧			住民基本台帳法にもとづく		予定なし
京田辺市	閲覧			住民基本台帳法にもとづく		予定なし
京丹後市	閲覧			個人情報保護の観点・近隣市の動向から		検討課題(紙媒体)
南丹市	閲覧			住民基本台帳法にもとづく		予定なし
木津川市	閲覧			住民基本台帳法にもとづく		予定なし
大山崎町	閲覧			自衛隊からの閲覧の要請にもとづく		予定なし
久御山町	閲覧			自衛隊からの閲覧の要請にもとづく		予定なし
井手町	紙媒体	1000	18~32歳	自衛隊から要請があったため	対応しない	予定なし
宇治田原町	紙媒体	113	18歳	法定受託事務として	未定	予定なし
笠置町	紙媒体	131	18~32歳	自衛隊から要請されたため	未定	予定なし
和束町	紙媒体	31	18歳	自衛隊から要請されたため	意思を尊重し判断	検討課題(閲覧)
精華町	紙媒体	5652	18~32歳	法定受託事務として	未定	予定なし
南山城村	紙媒体	280	18~32歳	自衛隊から要請されたため	未定	予定なし
京丹波町	紙媒体	1592	18~32歳	府を通して防衛省から要請されたため	請求があれば検討	予定なし
伊根町	閲覧			個人情報保護の観点		検討課題(紙媒体)
与謝野町	閲覧			近隣市町の動向・個人情報保護の観点		検討課題(紙媒体)

\*1 京都市は宛名シールで提供方針を決めていますが、3月11日段階で未実施  
\*2 城陽市は紙媒体で提供を検討中

本台帳データを紙媒体  
体が10市町村に上るこ  
対応していた京都市に  
11市町村は若者

# #シールをわたすな

京都市による自衛隊への個人情報提供に抗議する  
緊急サウンドデモ

3 / 24

集合17:30 出発18:00

場所:京都市役所前

Protect Our Privacy

京都府・京都市・河内郡・丹波郡・丹波市・丹波町・丹波村

## 2. 自衛隊は、なぜ名簿提供を求めるのか

・共同通信（1966年9月18日）＝「自衛隊員募集のため、滋賀県が県下市町村で住民登録票をもとに、18歳－24歳の全青少年の職業、特技を調査。隊員の「適格者名簿」づくりをしていることがわかり、問題となっている」

・1966年に、人海戦術の「街頭募集」から、地方自治体の協力を得て行う「組織募集」へ転換。「組織募集の推進について（依頼）」、「組織募集推進要領」を発出。

・「上野のポンビキ募集が世の指弾をあびたのも情報不完全（年齢は応募適齢位だし、身体も丈夫そう程度の）なまま『下手な鉄砲も数打てば当たる』式に不特定多数に働きかけたことが主因であり、年齢、身体的条件はもちろん、家庭状況その他本人の属する環境、就職の意思、自衛隊に対する感情等十分な情報があって初めて効率よく、しかもトラブルなく直接広報が行い得るのである」（1969年、防衛庁内部文書「隊員補充の現況と問題点」）

・有事の際の緊急募集態勢の構築も背景に。

→1963年「三矢研究」（「防衛徴集制度の確立（兵籍名簿の準備・機関の設置）」、「大量募集のための全国警察機構・医療保険組織の協力態勢」）

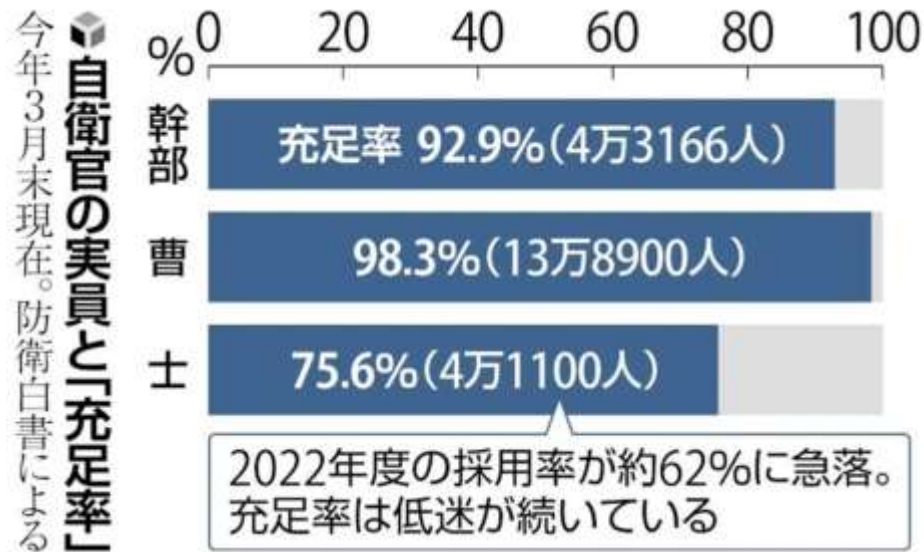
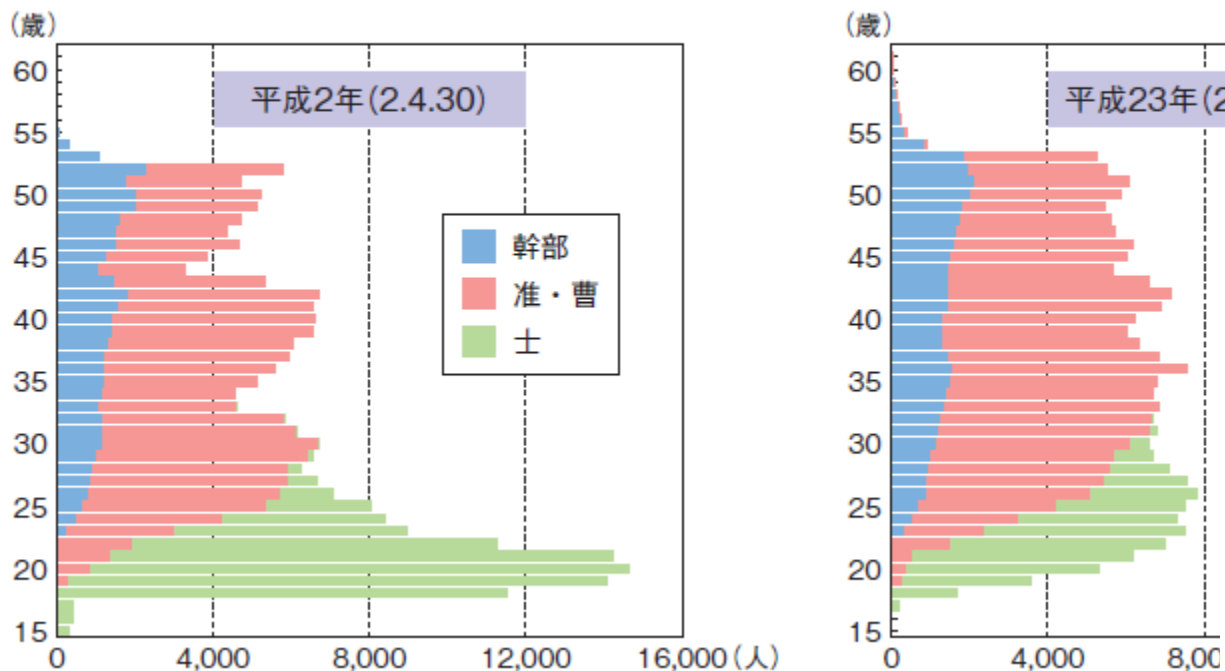
→「自衛隊による募集、隊力投入募集から、自治体募集、部外との連携による募集に移してゆかなければならない。一朝有事のさいには、自衛官による募集、隊力による募集というものは考えられない。この意味で平素から、市町村募集、部外との連携による募集をやっていく」（1965年、防衛庁人事局第二課長）

→「徴兵制は名簿から」は万国共通。

・しばらく忘れられていたが…毎日新聞が2003年4月22日に1面トップで特報＝「防衛庁が自衛官などの募集に使うため、満18歳を越える適齢者の情報を住民基本台帳から抽出して提供しよう、全国各地の自治体に37年間にわたって要請し、多数の自治体が応じていたことが分かった。一部の自治体は、家庭環境が推測される情報を提供。また、『健康状態』などプライバシー性の高い『センシティブ情報』の提供を取り決めた例もあった。総務省は『外部への提供は住民基本台帳法上の規定がなく、望ましくない』と指摘。防衛庁は『住民基本台帳法で閲覧できる範囲は問題ないが、それ以外は是正したい』として、実態調査に乗り出している」

→個人情報保護の観点から、自治体から提供を受ける適齢者情報は、氏名、生年月日、性別、住所の4情報に限定。

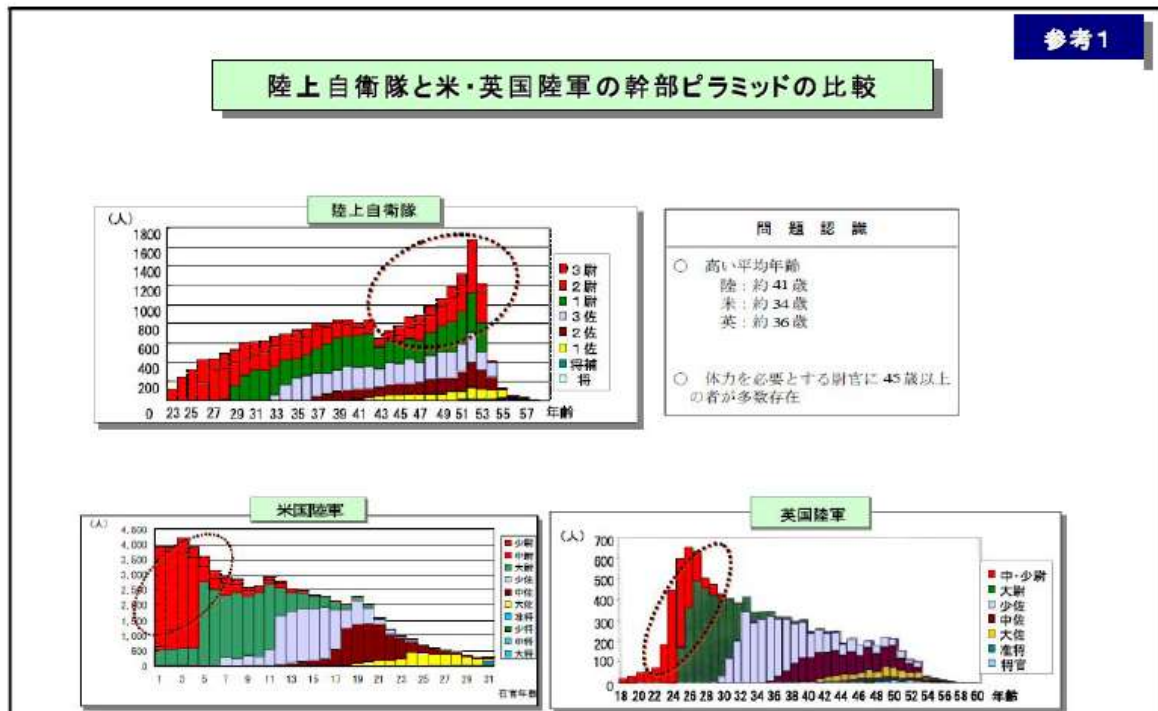
図表 Ⅲ-4-1-5 自衛官の階級・年齢構成



### 採用上限年齢の引上げについて 2018年10月1日

自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢の範囲が、平成30年10月1日以降、下記の通り改変されました。

種目	年齢の範囲		受付開始時期	採用予定時期 (最も早い採用時期)
	現行	改正後		
自衛官候補生	採用予定月の1日において18歳以上27歳未満	採用予定月の1日において18歳以上 <b>33歳未満</b>	平成30年10月1日～	平成30年11月末頃
一般曹候補生	一般曹候補生を受ける年の至年4月1日において18歳以上27歳未満	採用予定月の1日において18歳以上 <b>33歳未満</b>	平成31年3月1日～	平成31年9月末頃



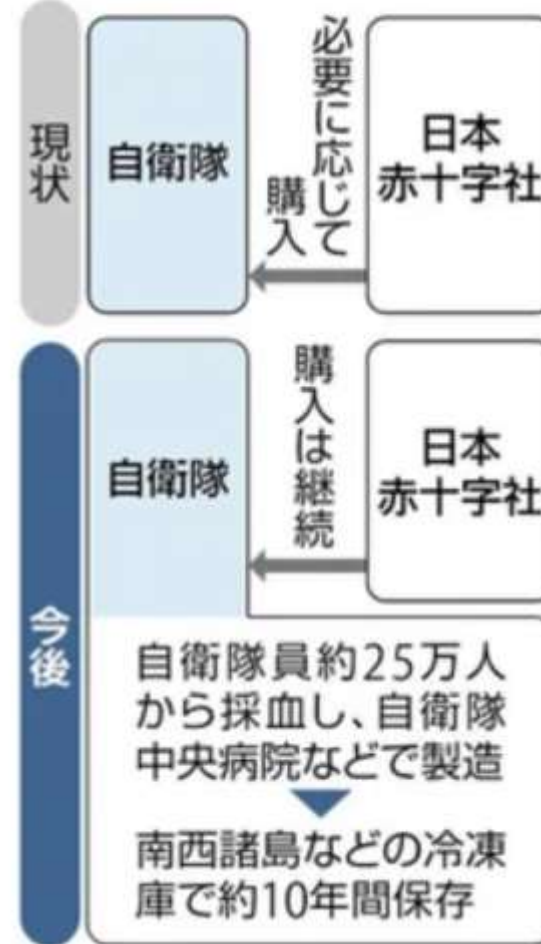
少子化直撃・ハラスメント問題で自衛官採用に逆風…  
最前線の「士」、予定の6割しか採用できず 2023/7/30 読賣新聞オンライン

図1-6 自衛隊の医師、看護師、薬剤師の充足率と臨床経験

区分	自衛隊での名称	現在員数(約)	定員(推定) <sup>※5</sup>	充足率(推定)	臨床経験
医師	医科医師	800 ※1	2300	35%	病院勤務が主
	歯科医師	240 ※2	600	40%	病院勤務が主
	合計	1040	2900	36%	病院勤務が主
看護師	正看護師	1000 ※1	3000	33%	病院勤務が主
	准看護師	2000 ※3	2000	90%	部隊勤務が主
	救命救急士 (准看護師の中から養成)	500 ※3	500	90%	部隊勤務が主
	合計	3500	5500	64%	60%が臨床経験に乏しい
薬剤師	薬剤官	600 ※4	600	90%	約半数が臨床経験に乏しい

※1 2020年11月報道資料 ※2 『歯界展望』(医歯薬出版)2016年3月号 ※3 2016年防衛省HP  
 ※4 採用人数と年数から算出 ※5 卒業者数と定年退職者数から算出

自衛隊の血液製剤調達体制のイメージ



低力価O型全血 (LTOWB) の資料写真 (米軍サイトより)



- 図1-6 自衛隊の医師、看護師、薬剤師の充足率と臨床経験。『「自衛隊医療」現場の真実 - 今のままでは「助けられる命」を救えない -』より



## 隊員の死亡に対する補償額は減額へ

### 【国内の訓練】

賞恤金 = 弔慰金 : 6千万円 (最高限度額)

### 【イラク派兵】

賞恤金 : 9千万円 (最高限度額)

内閣総理大臣特別報奨金 : 1千万円 (最高額)

危険手当 : 2万4千円 / 1日

### 【南スーダン】

賞恤金 : 9千万円 (駆け付け警護に適用)

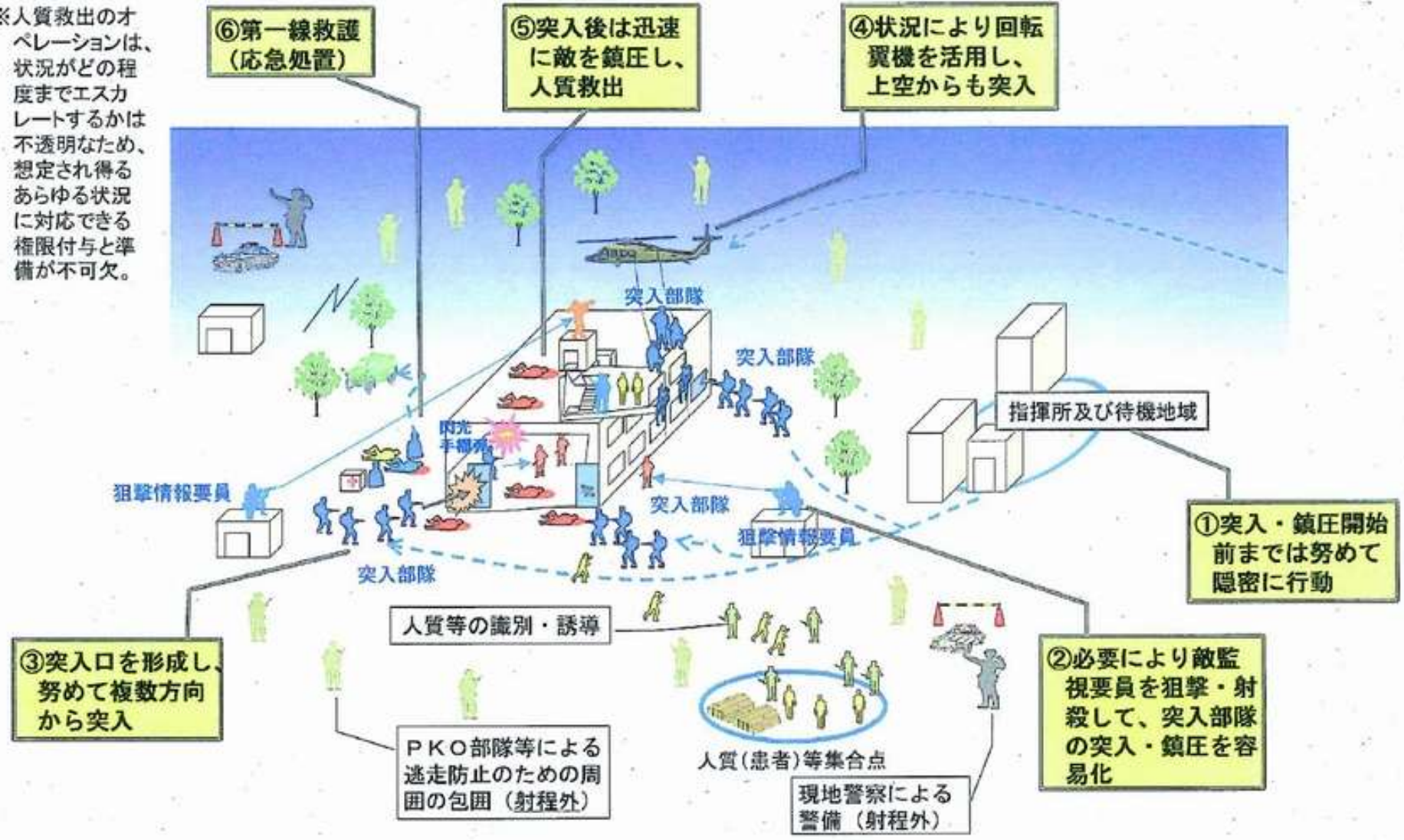
賞恤金 ※ 6千万円 (宿営地の共同防護などに適用)

国際平和協力手当 : 1万6千円 / 1日

※ 駆け付け警護手当 8千円 (出勤ごと)

# 実力行使を伴う救出の流れ(イメージ図)

※人質救出のオペレーションは、状況がどの程度までエスカレートするかは不透明なため、想定され得るあらゆる状況に対応できる権限付与と準備が不可欠。



※周囲を包圍する部隊は、調整・連携の容易性及び武器使用権限の各国毎の差異を踏まえると自衛隊部隊が望ましい。

**【凡例】**

特殊作戦部隊関連	現地警察	PKO部隊等((特殊作戦部隊ではない。))	武装集団	文民(人質等)

# 隊員戦死・遺体扱い訓練へ

## 来月自衛隊演習 計画公表せず

【東京】11月10～20日に予定される最大規模の実動演習「自衛隊統合演習（JX）」で、

防衛省・自衛隊が有事で戦死した隊員の遺体を取り扱う訓練を県内で計画し、対外的に公表しないまま実施しようとしていることが28日までに分かった。仮埋葬や臨時の遺体安置所の設置を想定する。複数の関係者が明らかにした。

（2面に関連）

南西地域で死者が出

る激しい戦闘を想定して遺体の取り扱い・管理に当たる一部隊員の習熟を図る一方、訓練を公表せず国民には犠牲を伴う戦争のリスクを見せないようにする姿勢が表れている。識者からは「国民に説明すべきだ」などの指摘が上がった。

自衛隊は統合演習の訓練項目を公表しているが、戦死した隊員の取り扱いを訓練する項目は伏せている。有事を想定した訓練で戦死

者の遺体取り扱いを訓練する計画が県内で明らかになるのは初めてとみられる。

統合演習では久米島町や徳之島（鹿児島県）など島しょ部で負傷した隊員を南西地域の医療拠点である那覇基地に後送する訓練が計画されている。関係者によると、その関連で死亡者が出たと仮定し、仮埋葬や臨時の遺体安置所の設置を想定している。

（明真南斗）